

令和7年度青森県所得向上 プログラム実践支援事業（追加公募）

1回目の公募の結果を踏まえ、令和8年3月31日（火）までに完了する取組に限り、予算の範囲内で追加公募します。

1 目的

本県における農業者の所得向上のモデル事例を創出し、そのモデルを地域で共有・横展開することで、農業者全体の所得向上を図ることを目的とします。

2 事業の概要

本事業は、農業者等が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けて、その取組に係る経費を補助するほか、普及指導員が経営指導等により伴走支援を行います。

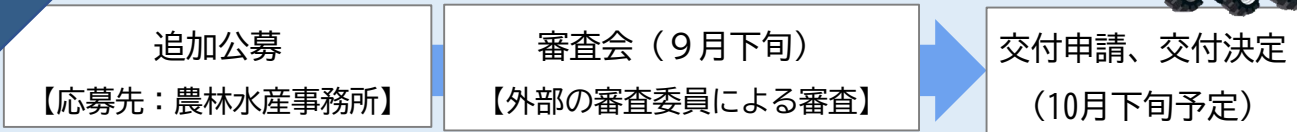
事業実施年度（令和7年度）に補助金を交付するほか、目標年度（令和9年度）において、大きな成果を収めた場合、追加で補助金を交付することで、成果により補助率が変わる補助事業です。

3 主な補助対象経費

区分	主な補助対象経費	補助金の額
ソフト事業	①新技術等の導入、②新商品の開発、 ③販売促進活動、④ICTの導入 等	定額 （上限50万円）
ハード事業	①栽培設備、かん水施設、加工設備等の 導入・改修 ②農業機械、加工用機械等の導入 等	1/2以内 （上限500万円、ただし、 任意組織は1,000万 円）
成果連動型 加算	ハード事業実施に要した借入金の償 還に要する経費 （令和9年度に要件を満たした場合は交付）	ハード事業費の1/6 （上限166.6万円、任意 組織は333.3万円以内）

※ソフト事業は、令和7年5月26日からの取組が対象です。

4 事業開始までの流れ



公募の締切：令和7年9月12日（金）

ただし、募集期間中であっても応募のあった補助金の総額が予算額を超えた場合は、予算を超えた日を含む週の金曜日17時をもって受付を終了します。

5 補助対象者の主な要件

区分	主な要件
共通事項	(1) 農業経営診断システム（以下、「システム」という。）による財務分析を受けていること (2) 事業実施年度内にシステムによる経営診断を受けること (3) 直近3か年の農業所得の平均が黒字であること (4) 取組事例等として公表することに同意すること
ハード事業	(1) 令和7年度に経営発展支援事業等の交付を受けていないこと (2) 関連するソフト事業を実施すること (3) 金融機関から融資を受けること (4) 過去5年間に活用した国・県の補助事業において目標を概ね達成済みであること
成果連動型加算	(1) 応募の段階で、成果連動型加算の意思表示をしていること (2) 基本目標とチャレンジ目標のすべてを達成していること (3) 研修会や視察の受入れなどを通じて成果を10人以上の農業者に発表していること

6 成果目標 ※目標設定が必要です。

区分	内容
基本目標 (必須)	下記の(1)および(2)のいずれの目標も設定すること (1) 所得に関する目標 農業所得の50万円以上（任意組織は役員の平均農業所得が50万円以上、農業法人は経常利益と役員報酬の合計（以下、経常利益等という）が150万円以上）の増加かつ10%以上の増加 (2) 所得を構成する要素に関する目標 以下のいずれか一つを選択して、①販売額の10%以上の増加、②収益力の10%以上の増加、③付加価値額の10%以上の増加、④対象品目の10a当たり収量の10%以上の増加、⑤10a当たり生産コストの10%以上の削減
チャレンジ目標	農業所得の100万円（任意組織は、役員の平均農業所得の100万円、農業法人は経常利益等の300万円）以上の増加かつ25%の増加

事業の相談は、各農林水産事務所農業普及振興室に御連絡してください。

問合せ先	
東青農林水産事務所 017-734-9966	西北農林水産事務所 0173-34-2111(内線243)
中南農林水産事務所 0172-32-1131(内線363)	上北農林水産事務所 0176-22-8111(内線223)
三八農林水産事務所 0178-23-3794	下北農林水産事務所 0175-22-8581(内線289)



事業の詳細については、右のQRコードから県のHPをご覧ください。